



秋田県公報

目次

告示	ページ
生活保護法による医療機関の指定(四〇九・福祉政策課).....	1
大規模小売店舗の変更に関し聴取した意見の概要(四二〇・商工業振興課).....	2
大規模小売店舗の名称、設置者等の変更に関する届出(四二一、四二二・商工業振興課).....	2
大規模小売店舗の新設日、施設等の変更に関する届出(四二三、四二四・商工業振興課).....	4
基本測量実施の通知(四一五・建設管理課).....	6

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
グループホームみわ	有限会社モコ 代表取締役	雄勝郡羽後町貝沢字十三本塚五十五番地五	痴呆対応型共同生活介護	平成十六年四月一日
医療法人楽山会デイサービスセンター 温泉保養館おおゆ	長 医療法人楽山会 理事	鹿角市十和田大湯字川原ノ湯九番地三	通所介護	平成十六年四月一日
医療法人楽山会グループホーム温泉保養館おおゆ	長 医療法人楽山会 理事	鹿角市十和田大湯字川原ノ湯九番地三	痴呆対応型共同生活介護	平成十六年四月一日
大森ケア・コミュニティーはる風	有限会社はる風 取締役社長	平鹿郡大森町字菅生田二百四十五番地二百二十六	痴呆対応型共同生活介護	平成十六年四月一日

告 示

- 秋田県告示第四百九号
- 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。
平成十六年五月七日
秋田県知事 寺 田 典 城
- 風致地区の区分を定める告示の一部改正(四一六・都市計画課)..... 6
- 河川区域の変更による廃川敷地等(四一七・河川課)..... 6
- 開発行為に関する工事の完了(四一八・由利地域振興局建設部)..... 6
- 公 告
- 県営土地改良事業工事の完了(山本地域振興局農林部)..... 6
- 土地改良区の定款変更の認可(秋田地域振興局農林部)..... 7
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出(平鹿地域振興局農林部)..... 7
- 選挙管理委員会告示
- 個人演説会を開催することができる施設の指定解除(五五)..... 7

グループホームつばき苑	有限会社グループホームつばき苑 代表取締役	河辺郡雄和町椿川字小鹿野戸三十九番地二	痴呆対応型共同生活介護	平成十六年四月一日
能代ふれあいデイサービスセンター	能代市長	能代市上町十二番三十二号	通所介護	平成十六年四月一日
グループホームサンエルフ	医療法人慧真会 理事長	仙北郡協和町上淀川字五百刈田二百七十七番地一	痴呆対応型共同生活介護	平成十六年四月一日

秋田県告示第四百十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八條第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に關して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十六年五月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ぱーくなかよし広面店
秋田市広面字蓮沼九十四の一
- 二 秋田市長の意見
騒音について

- (一) 駐車場の利用制限については、届出した時間を厳守すること。
- (二) 従業員駐車場においては、遮音壁があつても騒音をゼロとすることはできないこと、利用時間（エンジン音やドアの開閉音）が深夜近くになることが予想されることから、その利用に十分配慮すること。
- (三) 騒音苦情が発生した場合は、周辺住民の意見を尊重し十分に配慮すること。
- 三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要
意見書の提出なし
- 四 関係書類の縦覧場所及び期間
縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
秋田市役所 商業観光課
縦覧期間

平成十六年五月七日から同年六月七日まで

秋田県告示第四百十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に關する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五條第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八條第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べるることができる。

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 届出事項の概要
 - (一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 衛 藤 博 啓
東京都中央区八重洲一丁目二番一号
 - (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
秋田サテイ
秋田市榎山川口境六十二番七ほか
変更した事項
 - (三) 大規模小売店舗において小売業を行う者
ア 変更前 株式会社マイカルほか二十九者
イ 変更後 株式会社マイカルほか二十一者
(次の八者が退店)
株式会社ナカニシ

- 鳥取県鳥取市富安一 七十
代表取締役 中西 弘
- 株式会社大谷
新潟県中薄原郡亀岡団地一 三五
代表取締役 大谷 勝彦
- 株式会社ベルウインク
大阪府大阪市中央区南船場四丁目十三番十七号TKビル三〇一号
代表取締役 辻 本 憲 之
- 株式会社ブルーグラス
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一
代表取締役 野 口 禎一郎
- 株式会社リンクス
秋田市新屋松美が丘北町十番一号
代表取締役 赤 平 丈志
- 株式会社三ツ星商店
東京都台東区蔵前二丁目一番四号
代表取締役 錦 織 竝
- 株式会社フォルサム
大阪府大阪市中央区船場中央二 二五
代表取締役 伊 藤 美 男
- 有限会社一文字
秋田市川尻御休町四 二十三
代表取締役 渡 辺 正宏
- (四) 変更の年月日
平成十六年四月七日
- (五) 変更する理由
小売業者退店のため
- 二 届出年月日
平成十六年四月二十一日
- 三 関係書類の縦覧場所及び期間
縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
- (一) 縦覧場所
秋田市役所 商業観光課
- (二) 縦覧期間
平成十六年五月七日から同年九月七日まで

- 四 意見書の提出先
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課
- 五 意見書に添付する書面に記載すべき事項
意見書を述べる者の氏名及び住所
意見の対象となる大規模小売店舗の名称
意見を述べる理由
- (三)(二)(一)
- 秋田県告示第四百十二号
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。
なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。
平成十六年五月七日
秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 届出事項の概要
- (一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社ヤマキ 代表取締役 乾 忠 勝
能代市大町七番二十七号
- (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームセンターヤマキ大曲福田店
大曲市福田町三十五番
- (三) 変更する事項
大規模小売店舗の名称
ア 変更前 ホームセンターヤマキ大曲福田店
イ 変更後 (仮称)ヤマキPW大曲福田店
- (四) 変更の年月日
平成十七年四月一日
- (五) 変更する理由
店舗の建て替え・拡充に伴い、業態に即した店舗名称とするため
- 二 届出年月日
平成十六年四月二十日
- 三 関係書類の縦覧場所及び期間
縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
- (一) 縦覧場所

- 大曲市役所 商工観光課
- (二) 縦覧期間
平成十六年五月七日から同年九月七日まで
- 四 意見書の提出先
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課
- 五 意見書に添付する書面に記載すべき事項
(一) 意見を述べる者の氏名及び住所
(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第四百十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に關する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成十六年五月七日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社ヤマキ 代表取締役 乾 忠勝
能代市大町七番二十七号
- (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)ヤマキPW大曲福田店
大曲市福田町三十五番
- (三) 変更しようとする事項
(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
ア 変更前 四千二百九十九平方メートル
イ 変更後 一万三千三十一平方メートル
- (2) 駐車場の収容台数
ア 変更前 二百四十四台
イ 変更後 七百五十台
- (3) 駐車場の収容台数
ア 変更前 二十台
イ 変更後 六十五台

- (4) 荷さばき施設の面積
ア 変更前 十九・五平方メートル
イ 変更後 三百五十六・二平方メートル
- (5) 廃棄物保管施設の容量
ア 変更前 十六・三立方メートル
イ 変更後 三十・九立方メートル
- (6) 小売業を行う者の開店時刻
株式会社ヤマキ
ア 変更前 午前九時
イ 変更後 午前七時
- (7) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
ア 変更前 午前八時三十分から午後九時三十分まで
イ 変更後 午前六時三十分から午後九時三十分まで
- (8) 駐車場の自動車の出入口の数
ア 変更前 二か所
イ 変更後 五か所
- (9) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
ア 変更前 午前六時から午後九時まで
イ 変更後 午前六時から翌日午前零時まで
- (四) 変更する年月日
平成十七年四月一日
- (五) 変更する理由
現況店舗用地の大部分を都市計画事業用地として提供することに伴い、隣接地を借り増して店舗を建て替えるため
- 二 届出年月日
平成十六年四月二十日
- 三 関係書類の縦覧場所及び期間
(一) 縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
大曲市役所 商工観光課
- (二) 縦覧期間
平成十六年五月七日から同年九月七日まで
- 四 意見書の提出先
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課
- 五 意見書に添付する書面に記載すべき事項
(一) 意見を述べる者の氏名及び住所

(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第四百十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成十六年五月七日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社ユニバース 代表取締役 三浦 紘 一

青森県八戸市大字長苗代字前田八十三番地一

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース毛馬内店

鹿角市十和田毛馬内字中陣場百一

(三) 変更しようとする事項

(1) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社ユニバース

ア 変更前 開店時刻 午前十時(日、祝、祭日は午前九時)

イ 変更後 開店時刻 午後九時

イ 変更後 閉店時刻 午後九時

イ 変更後 閉店時刻 午後十時

株式会社ラグノオささき

ア 変更前 開店時刻 午前十時(日、祝、祭日は午前九時)

イ 変更後 開店時刻 午後九時

イ 変更後 閉店時刻 午前九時

イ 変更後 閉店時刻 午後十時

株式会社フジカラー北陽

ア 変更前 開店時刻 午前十時(日、祝、祭日は午前九時)

イ 変更後 開店時刻 午後九時

イ 変更後 閉店時刻 午前九時

イ 変更後 閉店時刻 午後十時

株式会社花ドーム

ア 変更前 開店時刻 午前十時(日、祝、祭日は午前九時)

イ 変更後 閉店時刻 午後九時

イ 変更後 閉店時刻 午前九時

イ 変更後 閉店時刻 午後十時

有限会社白成舎

ア 変更前 開店時刻 午前十時(日、祝、祭日は午前九時)

イ 変更後 閉店時刻 午後九時

イ 変更後 閉店時刻 午前九時

イ 変更後 閉店時刻 午後十時

ラックベンド株式会社

ア 変更前 開店時刻 午前十時(日、祝、祭日は午前九時)

イ 変更後 閉店時刻 午後九時

イ 変更後 閉店時刻 午前九時

イ 変更後 閉店時刻 午後十時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前 午前十時から午後九時まで

イ 変更後 午前八時四十五分から午後十時十五分まで

変更する年月日

平成十六年四月二十一日

変更する理由

(五) 顧客のニーズに対応し、利便性の向上を図るため

二 届出年月日

平成十六年四月二十日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

鹿角市役所 観光商工課

(二) 縦覧期間

平成十六年五月七日から同年九月七日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

意見書に添付する書面に記載すべき事項

意見の対象となる者の氏名及び住所

(二)(一) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第四百十五号
測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、次のとおり国土交通省国土地理院長から基本測量実施の通知があつたので、同条第三項の規定に基づき、公示する。
平成十六年五月七日

秋田県知事 寺田典城

一 作業の種類
基本測量

二 作業を行う地域

湯沢市、男鹿市、仙北郡西仙北町、神岡町、協和町、太田町、千畑町及び中仙町、平鹿郡平鹿町、雄物川町、十文字町及び増田町、雄勝郡羽後町、稲川町、皆瀬村及び東瀬村並びに南秋田郡若美町

三 作業を行う期間

平成十六年五月十日から平成十七年二月二十七日まで

秋田県告示第四百十六号

風致地区の区分を定める告示(昭和四十五年秋田県告示第三百十七号)の一部を次のように改正し、平成十六年五月十八日から施行する。
平成十六年五月七日

秋田県知事 寺田典城

表愛宕山風致地区の項を削る。

秋田県告示第四百十七号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定に基づき、次のとおり公示する。
平成十六年五月七日

秋田県知事 寺田典城

一 河川の名称 二級河川 井川
二 廃川敷地等が生じた年月日 平成十六年四月二十一日
三 廃川敷地等の位置、種類及び面積

位	置	種	類	面	積
---	---	---	---	---	---

南秋田郡井川町北川尻地内

土地

一七、〇〇六・二二平方メートル

四 その他
関係図面は、建設交通部河川課及び秋田地域振興局に備え置いて縦覧に供する。
河川法施行法(昭和三十九年法律第百六十八号)第十八条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法(明治二十九年法律第七十一号)第四十四条ただし書の規定により、この廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この公示の日から三月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

秋田県告示第四百十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成十六年二月二十四日付け指令由建 三千七百三で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成十六年五月七日

秋田県知事 寺田典城

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名

由利郡仁賀保町院内字タモノキ三番地一

株式会社佐藤建設工業

代表取締役 佐藤 良三

二 開発区域に含まれる地域の名称

由利郡仁賀保町院内字畑ヶ田百七番一、百十五番一、百十五番二、百十五番三、百十五番四、百十五番五、百十五番六、百十五番七 以上八筆

公 告

次の県営土地改良事業につき、その工事を次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第一百三十二条の二第三項の規定に基づき、公告する。
平成十六年五月七日

秋田県知事 寺田典城

- 一 県営土地改良事業(市野地区県営担い手育成基盤整備事業)
完了年月日 平成十六年一月十三日
- 二 県営土地改良事業(八竜本田地区県営土地改良総合整備事業)
完了年月日 平成十六年三月二十五日

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、河辺町土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十六年四月二十一日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十六年五月七日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、平鹿町土地改良区から次のとおり役員（の退任及び就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十六年五月七日

秋田県知事 寺田典城

- 一 退任理事の住所及び氏名
平鹿郡平鹿町中吉田字上藤根九番地
藤原 富士夫
- 二 就任理事の住所及び氏名
平鹿郡平鹿町中吉田字中清水上八十九番地
川崎 昇一

選挙管理委員会告示

秋選管告示第五十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により個人演説会を開催することができる施設を次のとおり指定解除した旨増田町選挙管理委員会から報告があつたので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

平成十六年五月七日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

施設の名称	施設の所在地	指定解除年月日
吉野地区生活総合センター	平鹿郡増田町吉野字村下モ二十六番地	平成十六年四月十四日
増田町狙半内地区基幹集落センター	平鹿郡増田町狙半内字城ノ下十一番地	平成十六年四月十四日
増田町農業研修	平鹿郡増田町荻袋字真当八十七番	平成十六年四月十四日

センター

地の三

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

発行所 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号

印刷所 秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)8766 F A X(0863)0005
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄